二川随筆 上

イ 5
510
2

二川随筆巻中

一 播磨の那須ニ若宮志屋明神と宇神の社有
此社の前ニ池有り此神の奈れの前の神刀を
抜てあらはけ此池のちりを出すほとてんや
ほうでんなといふて さ許しく出 いつるゆゑに
あるやうもくし里老の曰往昔ハ此池へ人ハ供を
備へしより備られハたゝるすつほん出て人ハ供を
禁中へ引込 死や法然上人 此事を書たる人ハ供を

510
2

一
止させたる法によりてするほど心なき法花にや
といふ事をするほどさんやほうさんやと唱へや
いひし跡をまねし習ひもせしは凡て行磨
にいふ事く人は借もて侍ると申し侍べきことを
多し此事を耶神なれとも人は供物を侍る
事は一年ごとに行ひしかへ世事をかくね事の事
多し唐土にも此類ありと見えて秋仁傑の淫祠
をこぼちしためしもあり人を神に侍るなりしも
事は和漢同日の談にや

一
信仰するに此首守志屋の社きて淡路よ
村里に在所ありて在所は姓名凡字を文匠字と
不知れ首守志屋と假名書にも書しく
淡路の侍町に三世夕は熱社大明神に
しん熱社とにごりて唱ゆるし此神は紀
大巳貴命にして軍八頭正一位惣社
伊和大明神と号し里老ね傳へていわく
往昔欽明天皇廿六年六月十三日此所に
新向ましまし毎年七月十五日夕秋兵士

来りて軍の粮をおほくいたく
峯相記に曰天平宝字八年異賊
襲来るに依て当州の貞国に勅して
追伐せしめられ是神社啓蒙の説也
然る時ハ貞国帰陣の日勅請し奉る也
軍の粮をおくれハ是追風ならんと知られ
なを云爲宇志屋の明神ハ此神社なるへき
書是を考へし

一 播州宍粟を領しられし池田備後守殿恒元の

近習に沢亭甫といふ盲人有けるかよく学く
四書五経近思録古文小学の類迄悉く覚えて
講釈せしを後江戸に下向し土屋相模守殿正
の近習となりて講談せし詩作文章抔も盲人
ハ奇特也と皆人是を美談しける頃江戸の町に
居せる儒者亭甫に語りけるに来りて曰く
談る浪人の云ハ先年越前の方へ身上稼に来し人
と存立しか其越路ハ寒国にて雪深き時分なるに
来りし処病によりて身上の海なる時ハいかにとなるに

又ハ上持病なとさし発りたるは毛を吹て疵を
求るならんと思案落着せられ候ハ近日
来卜筮に掛て吉凶を卜ふなとせん事次第
にして思案決極られよとや云ふ事ふハ帰
存せらるゝと問ふ事ありて盲人の身にて大儒に
向ひケ様の事申さんハおこがましくくとも
此尋なれハ申すなり博学の此身ふハ似合さる
此詞ふてハ人意にて深き事ハ神明に於て
もたゞし入れらるも是ハ人意ふく道理深事

ありしへん神聖に向つて恐れ及ぶれ是ぞ
人病氣ふて今冬の時節寒國ハ於て身上
深ずる時参拝せんと思ふれハて思ひ立まる
事なれハ是非なく思ハれんふハ於てなく
終く如斯人意ふく深事ハ神聖によりて
恐れ及ぶる所へハ理に伏し感せし

一 修学院の離宮を壽月観と書る勅額を
後水尾院の御製
ひかりあれハ今も月ハ今の後る所よ

うけをとゝめて

一 洛の般舟院には頭をゝさめけり時に讃あれし
うちやはさ涼山かくれの枯木ひきさてや人の
むかし白川
成公卿の作れしにはさてもとにごりてよむべしとぞ
御辞世
行ゝしてわくへにゆかし未遠く見ゆし
高根をはかなの空の雲
泉涌寺へ送られし御辞世

一 時ならぬ春にあれども一もとも見よ一もとも
咲のこるかな
身にかくてみてこぬ世に水くきの跡だにも
忘れじとぞめ葉に

一 女院 東福門院 御不豫の時東武より井上玄徹
良医の誉れありて召され登りて御脈を試に案候
指上なりしより程なく御平愈ましませしかは
玄徹に御脈を賜り江戸へ下らんとしける時
京をはなれて下されしかども序を照高院御門主

いまし年の夜は頃ほひより女院例ならぬ
御心地まします人々良薬を奉り
ぬれとも月日を経て御悩しけれは同
月の廿日よりの頃将軍家の御沙汰として
年久しく武蔵江戸にさふらひし法眼
玄徹を召され去年の侍医ある宮仕
志のきはりなくの道をもせのあひに
老後の若者と人はいてゐて宜しとか
くしく悦び来給ふの程ありける

程なくさはやかに給ひしかは只かやうのやう
奉りて法印になしたまひ更に泰院と院号
近衛の宮中の御筆八地四の春婆羅鶴
またの人まて次にみゆるをいひあへり天下の悦
これ更なりけれ今は令旨をもて関白一の
かたより初上達中務上人宮門跡近衛に
古き和歌をはしめ紙かつまかかしめ後小
松の局よりあはせて給ひてはきそひたまひし
古てかくれ悦にまた一帖とおもひて

来由を志るし給へきよし有けハ
かたくしはかなき筆をくたし
跡の紙をけがし侍りぬ

干時延寶第五暦陸月下旬　御判

君家秋實と書合に給りし和歌の色紙
く百枚にとゝく
國母仙院より文恭院法印に点させ給ひ
構之仙院に便りて又かゝる墨物にて

仙人と云名かなる銘と仙居とはいへき
蘇耽種橘鑿井以救郷里之有病
者以井泉一橘葉而已と云傳へられ
靈薬を納めし藥家の銘室何物如之

干時延寶五年歳次丁巳八月廿八日　記焉

御判

一

黄檗万福寺の六世千呆和尚肥前長崎

一 南京寺の住職の時隣家と境目の争論
有之既に所の奉行所へも申達すべき程に
なりし住職なれば先千果和尚へかくと申次
和尚聞て此寺境目我方に任せよ
南寺の境内にせまくなれば隣家の地の
広かるなり隣家の地にせまくなれば南寺の
地に広かるなり彼と我と差別ありなん
やと申されし隣家の主是を聞て大に
恥悔て境目をたてて論ずる事を止めし

一 大音といへる禅僧の曰我は藝州の産なりし
廣嶋城下の塵屋町といふ所に塗師八兵衛と
いふ者ありし彼か園に木瓜に茄子十二生りし
其内八つは白茄子なりし残りは常の茄子なりし
此僧十四才の時にて不思議におもひし 然るに変事なし
人こぞりて不祥せり 無事に種子の利有るなり
なりと語られし此僧云ても然実なる人なれば
偽りあるまじ僧なりし

一 或人の評く行はれしは庭に植行ひしを嘆く

一　下なりのふくべを棹の先に付て立たりける
事をといへて此池へ亀の来りて魚をとらんから
ふくべを狗童へまた出なて水中へいれしとし
登くし亦実なる事か

一　香山道乙といふ医師の曰昔より咒といふ事
漢家本朝ともに行れて術をする者
中に我一とせ信濃の上田へ行て発病して
下の百姓に目の中に星の掛りたる行
時に咒にて此を行ひ老為しかハ彼にて此病を
瓶なる盥に水を入て柄杓にて水をくミて
此の目を咒に眼中の星盥の水にうつるを
発念ありしまゝハこれ星一ツ有時ハ一ツ二ツ
有時ハ二ツ水上にうつる也こ奇妙に於て
いふなりとぞ

一　或人烏丸大納言光広卿の長子九月十四日
の夜詠せられける歌とて人々扇に書て寵愛なる
こゝろの月も今宵の庭に出てよ命も
きへん曇りやせん

一 光廣公御談にて いろは歌ハ面白し乍れ
とも詞のつゞき長しかれたけ短し
けれバ詠せんとなりハ
一 名にしおふ月ハ今宵よ出てよ見え
うき雲のかゝるなき世
ハ空なるまほしき物とぞ仰られける
一 今の法皇仙洞にて渡せ給ひし時癪ハ御座有よ
まくさかる野道のわらや遠くて我すむ
里ハほとり行らむ

うらハやさくと揚し題にしてよませ給ふ
癪をうらハやさといへかし此御製の通りまん
忽ちに平愈ありしとかや されハ此御製を書れ
癪を病む者にて起る日 枕のえにて張置時ハ
立所に癒るよし 式部卿の仰られし
一 後水尾院法皇のならせ給ひし時の御製に
誰ふりすさきたる人もなく世の中にあるれ
捨てゝもそらぬ身を
一 大猷院様御治世の時堀田加賀守殿 正盛 ハ

一 御児小性にて御寵愛ましましける寛永の
初の頃御持扇されし御扇に紅葉を彩れる
絵有せるに御詠歌を拝されて加賀守に
賜り返歌せよと仰せありけり

一 紅葉さへ物いふとや濃く薄く一葉のう
ちも浅く染にける

加賀守畏て申上ける

一 紅葉てふことは我身の思ひにて篤きは君の
情なりけり

とや申上られしかは殊に御感有りしとぞ

一 同じ御治世の時堀田加賀守殿元服し
たまひし御祝の時に御詠歌を添て下され

かはるとも其名は残る古の志賀の都の
花の跡

一 同じ御時に山城淀の城主永井信濃守殿（尚政後入道して信斎と号し十万石領した）登城したまひける御持扇されし扇に
御手つから歌を一首御書なされて信濃守殿
拝領して退出しける時に信濃守殿の内に

佐賀和田喜六といふ人は日頃和歌に心をよせ
風流の士なりしかハ信濃守殿彼喜六を召され
此頃の秀歌なりとて扇より出まかりしと君の
御自筆に拝されしと家頃勢て伺ひける
此李頃和歌を好めハ君為まて喜六にかの
扇を見せたまふ喜六畏て拝しけるに是なる
よしの山むかし頃の錦なし今は
峯の白雲
喜六是をねたみし海へ流し申けるハ拙き冥加に

ね叶ひ上聞に達しし隠者除いて有かたき
仕合生前の大幸何事か是にまさるへき
此歌ハ則某恩詠を望まれ尚春中院
大納言通村公（正保四年内府に任ス）へ一巻の詠草を
捧上られ点削を願ひ給ひしに此歌も其の
一巻の中にて御覧入ともん則一巻の詠草を
捧上る信濃守殿大きに驚かせ給ひ此趣を
上聞に達せられしかハ大きに御感思召されし
とて此喜六も頃和歌にて名高き者なり

ことに和漢の文に達し兼学を好みて晩
年薪の里の酬恩庵にして髪を剃て居士と
号し隠逸の身となれり宗治の徒山興寺
永井尚政再興にて墓所あり墓石に法名をも記されなんでも
なかりしことをしのびけり墓前居士の墳之
信景按するにさんいさばわり名を残して文武に達
せし人なりしかども一生蝦（カ）慎（ヘン）に恐れかへる
ときある時に刀をそりみとおして己すくみに成て居
られしとなり生徳の様ぶりにやあり惜世

にたりし古佐藤継信ただ名誉の勇士
なりしかども鼬を恐れしといひ我知れる
者に梅干を見ては屈すくみする武者有し
もとたくひ之

一 讃岐国高松の城主生駒壱岐守殿（高後と号し十七万石を領し）
たまたまの江戸家老を生駒将監と云国家老を
前野助左衛門といふ両家老不和
出来り終に上聞に達し寛永十七年秋
八月壱岐守は讃岐を没収され出羽の由利へ

配流なり前田帯刀左衛門ハ切腹し生駒将監ハ
出雲松江の城主松平出羽守殿直政へ御預
けて事既ニ落着せり然るニ帯刀ハ甥ニ
前田織部と云者ありけるが思案し
けるハ生駒将監ハ非道なれ伯父帯刀ハ切腹
し剰主君壱岐守殿ハ流罪の身となられ
其上果ハ終りぬ上ハ主君の仇伯父の敵
彼是ともニ遁すまじいかにもして将監を討
はたし恨を散せんと若党壱人召連れ商人の

姿となり雲州松江ニ赴き所ニ将監を
討とらんと折し〃を窺ひけれ共将監ハ
元し用心深く常ニ能き大切の武士
共も多く将監を元国ニて手を立退れ近付
難きニ至りし然るニ将監ハ一年ニ一両程
出羽守殿の家老乙部九郎兵衛方へ振舞ニ
招れ罷出ける事ありけり織部此事を伝へ聞
是ぞ天の与へなりと悦び縁を求めて乙部
方へ奉公ニ出けるに成時出羽守殿御

堅ニ申させ候ニ付九郎兵衛も江供して御織部
に處々と尋させ候ニ出羽守殿御談合候
此ハ何者かと尋させ候ニ織部申上三室兵衛
られ候と申けるに何ぞ作りし以前ハ何れの
家中ニ奉公を仕候哉生国何国の者にて
人柄とおらぬ事とも御聞なされ申上る出羽守殿
申されけるハ此者ハ九郎兵衛抔ニ可然す者之体
と見受られ九郎兵衛目をかけて召抱へられと仰られ
良将の御眼力ハ格別なる物なれとハ後にぞ思へし

命せらるゝに後九郎兵衛も生駒将監と懇意に
相なりて備前織部ハ附副ひぬと候ひ来
何く新参者ゆへ家中の面々とも
いまた見知らぬ事く然る上ハ自我御家中の
家中ニ立入とも御ゆるしなひて後ハ雅楽頭殿なる
御玄関迄も参りて伺付下されかしと御
乙部ニて色ハ尤なる御挨拶なりし玄関の元
次役をそれせられ候ハかくして両日ニ如何しらハ
生駒将監九郎兵衛屋敷ニ参り案内ニ

織部ハいやと思ひ給て業用に候得しと
とて書院、元次の廊下ニて名宗らけれ
狩籃やらぬぞと云ようすく突殺し部ら
家来の若党ニハいふを見まし織部ゟも
まじかく給指をお渡し各ニ向ひ申
いえ若ニいふ給拙者ハ前出帥共の鍋前
出織部ゟ申若し伯父の敵を討べ為魯ニ
振舞之ハ此家ニ奉公仕居たりし唯今
伯父の敵を討て本望達し人よるかな

誓さ先出織部ゟ生め取押さ此処ハ持する
なき給振先にハ本意を遂られて御満足に
トツ只今迄かくをも不存無礼仕りし段
大法の事ニて是ニて先一番の座敷ハ又
ともいひて出人多く付在太宰殿ら役人
中へ披露せし処出羽守殿ハ在江戸
みてましませしかハ急ぎ追の使者をもつて
太の振舞を注進出羽守殿太宰程に急
上ゟ達し給ふ御ニ織部ら働を感思され

彼か死を惜ミ給ひ何卒して助けよと思召種々
御工夫も被成けれとも御詮議の上人を討れし
科逃れかたく織部ニ切腹被仰付上意なれ
ハ織部ハ生害ニ及ひけるか切腹の時なりけるハ
御鷹野の節出羽守殿拙者を御説し付られ何共
被成て御尋ね時南無三宝究て天命也面目也
是非に及ハぬ存せしか不思儀に命をとけ申て
各ハ我君にも人を御待被成や天晴明君子に
世々之人ハ随分勤厚にて御尋ね候へとて切腹をせられし

一 小笠原右近大夫忠政 肥前嶋原騒動
の時の表へ儀に付向ひ候旨に仰付大
坂の御城代より糊付の御奉書を小笠原殿の
大坂屋敷の留主居伴蔵殿へ被渡され
急の御用に候間早々在所へ差遣し候由
申付候處伴蔵御奉書を請取伺ひ
糊付の御奉書なれとも急に封を切り
被見候に急き嶋原表へ差向すへしとの
御奉書也 掴ハと驚ひ急き飛脚を仕立候や

馳候随分行届きまし候船すくしと
申付又二艘斗も召連て此の御奉書の
写しを又飛船を仕立出し候尤急の
注進被成飛船を完前出セし飛船ハ
海上ニて悪風ニ逢て早船おそく候へしと
云とも夜より出セし御奉書の写小笠原殿
の御在城豊前の小倉へ届ツて先ニ早船ハ
右近太夫殿方ニ被成候後御奉書の封
早速切ほときて写を指下セし所附ニ先ての

一
機嫌大成忠節なりとて感悦之余り猶又
仰被成候て此時迄弐万石ニて有し所
一倍の加増ニて四万石ニ被成子孫代まで
大坂居城の留主居を勤居られし所
備後福山の城主水野日向守殿勝成卿
島原騒動の時陣中の軍監ニ仰付られ
原の城ニ向ひ居らたりしか寛永十五年戊寅
落城ニ及び其外の諸将皆々凱陣
有之されハ日向守殿も備後福山へ帰陣

一 此時下の関に船掛り御供に無足者
咳て碇ともに無用して不叶御船に乗て
餘人ハさし上ハ小船に乗せ上より乗にハ
下段様にて小船の如くに人上ハ御近習
の者二三人御供にて乗せらく其父子共中
者人乗入ひて櫂を取船を乗せかけ入と
中す日向守屋形の内に御寝被成
おりし折ゞ起上り見ひ夫ハいらぬも
叶ふ哉し家来の事ハ常に近習之

一 右をひて揃に能なる近習御振て
とらち大身小身をへだてず何れも大切、
也とすれハ一子ともゝ如し我身に
入る者武三人を乗せて命を捨候も
ミ御の者を捨殺事ハいかなきことに
末々の足軽中間共迄も此度一命を捨く
軍中に働し者共へ者共を見捨て
其命を助り何れ生甲斐もなく上る
る者とのひく屋形様の障子を押立

さセ給ひてより後風も和らぎしかハ船中の
人々初て生たる心地して悦ぶ事限りなく
何の恙もましまさずして福山へ御着なされ
夫より去ハ一家中ハ大守小者ハ以下に及ぶ迄
足軽中間小者ニ至る迄難有大将の
御志と皆々涙を流し悦びしとぞ

一 藤堂大学頭殿（家次） 一 御意にて此度
有馬の城へ松平伊豆守戸田左門ニ
加勢なさるへき旨仰出されし去に依て大学頭殿ハ

一家中の者共へ御意の趣を仰渡し上意
次第ニ早速出張してと仰られて御意候
一仕合に仰付に須軍法の事ニ背く
者申付されハ家老中へ其事を不變ニ
思ひ此度の出陣に御軍法の御沙汰
いまだ不被仰出なく御定め御尤な存
とて大学頭殿に申候へハいかにも計實にて
其以後も御沙汰なし 家老中仰ぬ
事を思ひ重るゝ事を何かハ大学頭殿申し

石度〻おる尋ねの程をや中々にくやし
此度ふ乎城へ板倉内膳正石谷十蔵を先登
きれ續て松平伊豆守戸田左門を以て大将
いまさ籠城せる賊徒を攻向らるに於ゐて
軍も手組も手分も不叶諏訪八幡も照覧
あれ一揆の先手ハ年二歳ハ嫡子和泉守 宗久
三歳次男佐渡守 宗包 と三騎に併て三千計に乗て
腰兵粮をつかひ云三云三字宗也いさぎよく
討死せんと思ひきわけし事也此存念なる

一
上意軍法も仮とて備へ候へ此事
嵐堂家の浪人の物語也
厳有院様御治世の時宗對馬守 義成
異国より渡りける大象を献上しおひしるよ
奇使者と以て酒井雅楽頭忠清へ申達
せらる使者雅楽頭へ面談するに元次の者
過ぎ此度 カハホリセリフ フランス と云ふ国の ホラ
ゴロウロステレイス と云ふ鳥の リヨコ と云ふ象を献上
仕よしを申す元次の役人ヒ一亮ハ口上書とる

中少一帝ハ人と云しかハ又尓し要を以ふら
あり、と披露せり記聴云類の元次あると
ら須世上ニ風少せしと
信意按るニ華夷通商考ニ曰 カタホテホウスイ
スフランス日本より海上六千三百里 卅六丁一千里
守護なし仕官も無く風俗人倫の作法と
いう商賣の道にて不知 オランダ人往来の
附る船とよ也 不ごと元あり四季有国あると
いふも人物良しと 土産大象犀虎野牛

鹿承此外鳥獣多し 云々 異ニ阿蘭
陀人商賣往来する処の三千余国の内なり
紅毛八日本より海上一万三千九百里 三十六町一千里
にして唐日本よりハ西の方ニ相當れる所ハ
カタホテホウスイスフランスとカタホウヘソフラ
ンスともいふなりシヤム国をいひシヤムロウ国
ともいふなり是を考ふし

一 伏見の酒屋ニ旅屋し火災ニ付いく
伏見より六七町東南之方ニ田谷村とて里有り

一 民屋十軒計も有る内に盛夏にも蚊の
無き家一軒有り軒をならべて住せるにも家
計り蚊有れ六七月の間世間常に蚊の
多くありても此家に蚊帳を釣る事なし此間
何年此家の材木に蚊の嫌ふ物有やと皆人
不審に思ふとも彼家居より八十軒もあれと
小の方に寄るとし

一 星野角屋といへる古老の者物語に曰女の
許へみなと参りて叶へる用事有ら

如き文字をよみの内に書入て寺へ入れ
読むがごとき文字に書入し其古法なり女筆に
用る所の和らぎなる流し通ふとひ得かし
云とひは今は全く今は全人下にて之
此類も絶て無く書入しと語りけり星野
角屋嘉兵衛といへる人信玄全書の化為し

一 越後国三条村といへる所の百姓の家の庭に
石臼有りけり此臼穴より風出る此風にて火を
付れは能燃へて用事になる事如くなるし

竹の筒を渡して此火をとれハ竹の筒の
内をつたひて火炎つらなり移りて近所の
百姓共夜の手業をせんとて此所に集り
此火を以てするなり又火を吹けハ消ハ消る
又火を付れハ燃るなり推量するに此所ハ
泥ふかくして泥の油より風起りて見ゆる
それより又行けハ同国の内に大泥の池あり
高田より小出街道を三里行ハ荒井なり
荒井より三里山手に別所といふ村あり

此所の池なる水の上へ油うき上るを縁し
て油を汲取て土器に入て家々に燈とす
是則油の運上を出して焼すれハ
此火も如此の油氣よりさしのひて出る
風なくして油の匂ひ惡臭をいたせハ
香のするなりと此所を見たる人の物語なり
されハ越後のうちにハ井の内より塩あり
依て所々に塩焼となり又其所ハ小屋
則て薪となし又土を掘りて薪となす所もあり

一 奥州津軽にては蝶をとこよひとん
ほうをとえめといふそれ遠国ハめつらしき詞多
き事也或る説をいふ人の曰大江山の
鬼を制てれかいハ山伏となりかゝる姿を
見る人に尋ねて云ふ人なし或時奥州の
侍の方へ振舞に招かれしに酒を強て呑を
すゝむ時つかいける左様に酒をすゝめるを云ふ事を
こりかの鬼をうちし若者今ほにいけみやう
にはなるハいかゝの事ぞ人に問へは是ハ

一 上方にてはとてしまふと云事にて人と
いひし物は大江山の詞将明より凄しき
山伏を制れいへとかしこまりますると語りし
洛小大原の邊に陵と云陵と云傳へし所あり
何ものの陵たるを知る人なし昔ある石塔
ありしか塔崩し時其下の者たちまち石を掘て
見るに石櫃あれは石櫃にもり骸なれとも小き
石櫃あれは人を葬るへき程の物にも非す
蓋を開きしに八一ツの翁の首を

一 閑ハ文を内に納り三重櫃の内に限られて
作れる器なり某々の中次の労えて大なる
物ともいへ閑きたれハ一巻の書なりともいふべき
名なり惟喬親王此にハ一生の事跡を委託せり
ものなりすく秘して世に伝へて永く
一 伺ふもしハも書残し織田家くてをかれて
織田家くいまたよし其の旧むをせり時
みるとて和歌なる僧の物語し
信意按するに花鳥余情曰山城に小野と

いふ所宇治郡に小野有又愛宕郡に
一 小野有此小野ハ愛宕郡の名所なり
むかしの山横川の麓也高野とて所なり井蛙
抄に曰惟喬親王の御すみかにおハしまして住せ
給ひて源氏に浮舟の隠れて住も此所なり
松ケ崎なとも小野なり源義父ら補陀落
寺も小野なり又夫宮小野流と云ハ山科の
小野なり小野の古名ハ伊勢の国なりとそ
此洛小小野なの内大原上野村の東北の山際に

大なる松ありて七人一本松とよはれし所に古き
塔あり是則惟喬親王の墓なり中頃
徹書記惟喬の住給ひし所を尋ゆく
庵作りて住し時
わすれては雪ふみ分る人もなくなりと
いえれは日をやふりまし

一 太閤秀吉公の政所高台院湖月尼公と申は
いかなる人そと尋るに尾張国智多郡田井
の里の富裕なる百姓に浅井又右衛門と云

人あり秀吉公ましまさぬ此又右衛門に一旦奉公
仕給ひし又浅井弾正長政も相孫兵衛と
申して此又右衛門か家来なり彼るは又右衛門
か家来の娘なるを後に秀吉の妻となし
姉を孫兵衛妻となし秀吉の妻となしけれ
政所是なり秀吉公天下一統しける
頃は又右衛門死後なりしかれとも妻を伏見
京にて御殿を建て迎れは朝日様とゆかく
政所の御母堂と申しけり御崇敬なれは

一 浅野弾正も大の節買ひ出るのかれに恨く
立身しなされぬ内室を後長生院殿とて
やて湖月尼公と姉妹の格にて楽呂
なまひしなり

一 妙壽院 醒窩 終十餘りの時の歌とて人に
語りし
志つむとも稚に何しれこよろおれ 終十
餘りの浪の捨舟
此人ハ冷泉家より生れて日本にての大儒と

世に賞せられし人なり 羅山道春の師也
墓ハ相国寺の林光院にあり

一 或ハ水なく温飩をと小豆にて煮て出せしこハ
珍しき食物なりとて一座の人々くらしけるとぞ
庭に有識に達せし人の有しかハ是ハ
珍らしき物なく尤古代のものなり 大式三位の
狭衣にほそしほつとちを素セけるとあり

一 細しハ熟瓜なりほつとちハ是なりとやさしく

一 後水尾院の御製に 大根ハ市中にかいてうと

一 思ひ入る人の奥のかくれ家にはよしや
よしや山家を

一 後光明院の御製に
餘寒
風氣飄々霜烈々　春来猶遺一般寒
愧違酬帝脱衣徳　還覓重裘覚體胖
誠に有かたき御志とて諸人感せり

一 有馬殿の頼當三里さがつてと世の譏にいふ
かゝるはこの事を云か古老の曰いはく此
事やらん有馬殿合戦などいどまれけるに
餘り戦ひ疲れほうかてが足は三里灸をすゑ
も扁く計にすりさかりしようかくいふとかれ

一 加藤左馬助殿 喜明 の御家に老若よりた
後は常に猪をかうきて法度にて前の方乃
よきふく猪計をしてまれいえときれは急の
事出来りて逸り切に常のとるゝ所
大急なる時は雑役にまふとよせ猪り出せと
猪に付れたるく見るに解かりとも又是去

色白き事此頃に不ならぬとて具足の上帯
にこそ女の縫ひて縫ひしかり尤此製法
なりとて奥村右衛門と云て加藤式部少輔
明成
小〻姓を勤居しものゝかゝりしとて延宝
六七年の頃迄のしかり

一 加藤左馬助殿武道の吟味殊なる事ありて仕
られしは具足を着て甲頬当をする時は戦場
にて見知らるべき者なりとて一家中の具足
甲前立物迄屏風の繪に書かせさせしも

ことごとくかたちを極彩色にせさせ其人
の名を記し国本會津の廣間此書所
より書院まで其を立並諸士互に見知る
様に仕なひしなり誰にても具足をとし
出す或は前立物にて仕出し時代もと
役人は其改ことなる時は絵師の侍の
許にて申付委遂吟味究前の絵をまちて見
又書出せしなり六人の六枚屏風にて六人宛
書かれし大分の家中なれはとかくは

書東不能侍大将給わり物わり物なり
籠なり小荷駄なり目附目あり
横目使番と書されし馬廻りの侍并
一まいのそく指物相印と云物にて互に
味方ハ志るしを須天晴能格式なり中
諸家に於て談せり

一

本多佐渡守殿正信 遺言を御被成候ハ家
唯今まて御先立にて指揮を御為任付難有
存上く能る上ハ其死後も倅上野介義必
只今迄の御知行にて御指揮下され候上〻
将と御先立被成下候て其家備ハ断絶
不仕候と申上ル後孫ニ至る迄忘れ之能
なき佐渡守殿忠勤此類なき人なりしか
大御君の御遺言も有るより賜ハ御先立
にて野州宇都宮にて十二万石を被下
しかり能るに上野介殿正純我謀判の
驕る人なれ宇都宮の城普請をせられ
けるに太平の御代なるに夜普請迄せられしを

下ミ口ニ大筒に鉄炮を並 百姓共ハ
兼て申合せ徒党にて一日に何角起て
寄せ座頭共にハ縄を持せ能様の兵粮ニ
入る物を持せ四方の矢倉ニこめさせて指向ふ
る訳も有りし如くに寄ると能様の御中
尾江くしは太平の御代にハ不相應なる
事共也難有も元来忠功の家なれハ謀
叛人の企有とて云ふ事にて 台徳院様
日光山へ御社参有 於御神前御拝礼

に遊芸より御座に付せられ御一門方ハ
膝を崩し礼をなし給ふ時上意被成候申より
御書を差出し天下の一統にて定められ
たる一國の領主とも一統なる 大権現様
よりも下し置れし御墨付によりて上ケ 唯今まで
時代替りし世の物ぞかし又各々とも同じくそ
二ツ三ツより判されしの御墨付をも神前の
御簾へ竝と被掛させて注文しとなり
将軍家の御上意ハ上の上ハ乱心せしと

覚なりと斗ふく 第二ハ御かた向りハ
宇都宮にて御一宿の皆なりしか共宇都
宮にておの召に休息に遊 夜毎りに
還御有けり上座成度ハ宇都宮十二万石
御台上られに頷有し

一 大猷院様の御述懐の御歌として人の
口すさみ侍りし
老の山誰かる面くて行ぬ身のいつくる
志ても哀て悩らむ

住うき時に身を隠るべきやにいれと世に
おもふの是れなき

一 南化和尚の狂詩なりとて一紬に有なる
莫怪年頭遅遅加門 光来勝賜待天温
起居振舞無調法 御祝座敷斟酌存

一 加藤肥後守 清正 の切に加藤清兵衛主正
始の名を来京清八として清正に仕へて数多の
武功を致て清正肥後半国を拝領の時
より肥後国名草郡大津山莫ヶ嶽の城に

居住し其後清正ニ随ひ朝鮮ニ渡りて
一 森本義太夫 庄林隼人なと武勇をあらはし
有功の士なりしか清正存生の内ニ
一 不足ありとや立肥後を立退き紀州高野
の辺ニ隠れ居りしを 大納言殿彼か武功を
一 惜く思召れ関東ニ被召 森山ニ
以下ニ召出せられしか程なく其後二本
松の城主ニ召出され森山豊前守と号せられ
弐万五千石下され与力五十騎 御付置

被成しかしくも其後かれ故人会津の領主
加藤左馬介殿幕下ニ被成候ニ二代目の
加藤式部少輔殿 明成 於江戸寛永廿年
五月領地被収被成しかハ豊前守も其より
浪人の身となり上方ニ登り江戸大津ニ
蟄居せしか此地ニて孫ニ卒去せり嫡子を
森山内記と号し其後二本松の領主丹羽
左京大夫殿（先室後ニ入道して快補と号す）の家来ニ
豊前守与力家来等大勢有附確りしか

此者共の頭にて本山内記と申人分にて
二本松ハ江戸出合ニて子孫相勤居由相見
豊前守方の子孫ハ本多中書殿へ
志賀ハ浮座ニて今に有之

一 細川越中守殿（忠興 松向院殿之事）軍用の利を考へ
下帯を工夫下帯ニ製して中々堅く創て
是を並へ今世流を付て前ニて袴に揃仕
掛く所ハ是ハ軍陣ニ具足を着してる時
常の下帯ハよろしく袴なと着てに悪く
至る所に至利方を勤弁し袴ひ是を
仕出し是ハ陣中ニて大小便に用にハ至剣
まると安方引上ケ其の股にくゝし

越中褌圖

一 家中まりに皆是を用[illegible]せるよ
る利方を至りて越中褌ニて勤君の
掛よ[illegible]るハ大なる誤也

一 讃州丸亀の城ハ寛永十八年山崎甲斐守殿

家治
御預りなり弐万石にて居城し玉ふ
二代目ハ山崎志摩守殿後家と申す然るニ
志摩守殿卒去後舎弟山崎勘解由殿
知行の内五千石を配分にて残る四万五千石
一子山崎虎之助殿相続しなひ丸亀在城
の所ニ程なく虎之助殿五歳にて死去しける
ニ付断絶ニ及ひ了其ニ依て伊豫大洲の
城主加藤出羽守殿泰興ニ城元在番せ子
被仰付其ニ依て出羽守殿人数召つれ

丸亀ニ向ひ給ひけるか其行列尤厳重ニて
魏々堂々として然るに羽か自身の馬ニ紙
子吹矢筒ニ吹矢を添て持せられけるを
いかなる訳とも其人知りもの不唱を語りし
ある人又問家来に尋しかれハ元より武道
の心掛厚く殊に諸の達人なりし然れハ
吹矢をも持せられけるハ何とれ人なりけると
家来の者の物語なりしか出羽守殿ハ入道
しれ月窓とやいはれし

一
加藤出羽守殿泰興の室家ハ出羽新庄の
領主戸澤能登守殿正誠六万八千石の妹也
或時戸澤能登守殿ハ加藤出羽守殿江遊
ひに参られ候事ありし諫言給宣ひけるハ
戸沢殿取別の氣色無興し給ハ此後ハ
御心安く可給ふ儀ハ以来申間敷君我と不和
切に宣ひて其より私宅に帰り給ひ御内室の
方へ入給ひて申さるハ兄能登守事甚短慮人
と聞召され候よし今日より儀絶せし

一
る上ハ我とも兄と義絶して此方に
居申べきや但兄能登方へ帰り度く思召
共御前様御心次第なりと宣へハ奥方以外
女の身乍らいづれとても一度嫁して来る上は
夫の家に随ひて兄とも角とも縁ハ切れ
無之事に御座候ひしかとも三ツ子のやうに
兄能登守殿と唯武人の兄弟でもなく
兄と義絶して此處に居る事ハいかにも
叶ひ難く覚え候よく自ハ能登守

一
方へ心得しかまへしと宣ひしに
然るに戸沢殿の方へおくり遣したまひける
此時に服する男子三人ありけるを捨置れ
御ゆかりの人なれはいつれもゆかりしに嫡子
遠江守殿泰義にて家督相続したまふ
次男は加茂大学殿とて後に大坂町奉行に
成りたり三男弁中甚八殿とて他の名
跡をつきたり

一
奥州の古老の曰もしほたるゝと詠し

詠するは陸奥にて毛をかさねて上る海の
辺にとりけるかくたにして浦を先にて醤油
の如き物なりなまる是を元来諸の食
物と煮て食しける時は醤油の替りに
是を用ゆ是をもしほたれといひしと語りし

一
阿部豊後守殿（正武と申し武州忍の城主十万石）兼て仁愛深く
ともに智世する起るひける或時心愍ふ侍を失し
小柄目貫様の入たる袋を以てかなひける
金銀を入ておかめて後落か手を流くしける

小橋ニ数多く見世出しあれハ古具 此所ニ
往来ねその外ニも亦近辺の中ニも多く往来
し盗ニ行れ行し 振り 悪業をやめ兼し
行ひ日頃出入の道具屋ニ頼み何ぞの擬振の
目貫抔何ニ持参仕べし 調べられ候人と
申付も有之道具屋も目利ニ
持来る程ニ 二三月の中ニ御尋ニ
小道具ハ二色三色出来る 其より以来
遊ニ行しかハ近辺の小姓 悪事をひそかニ

金銀ニつまりたる小道具を盗出し売代
なせし次第明白ニ成りける 家老中
集り吟味のうへ父ハ閉門ニ仰付らるへし
其人 餘多つけ厳敷是を守せる我子ニ
さし出る父ハ内証役をも勤 果手忠勤を励こ
しかるを かくて廿餘日ニ及へとも 罪科の
仰付られもなきれハ 家老中 いかにも 思ひ
罪科の様子を伺けれハ 主義ハ 軽く 悪業
すべしと宣ひて 兎角の事も 仰られ

其後程経て家老中より出羽に伺ひ
しに、いまだ若年なれば不調法は主殿の科人なれども
彼が親多年の年来忠勤の程ハ少からず
小栖目付にあづけおくべしと思案すべく候ハ
先様にお預け申しと宣ひて何の仰付られも
なし其後月日を経延るにより
此度ハ御家嫡出羽守殿を以て振舞を伺ふに
仰にいはく先達て家老共度々尋ねられ
家来名を定め尤彼犯科主殿の奴なれ

一

とも親々多年の忠切ハ小栖目付にあらく
なし親の其の程不便なれハ兎角親が
身上の立様に段々出来べしと仰の所
なる御憐愍の恵み仰なれハ出羽守殿家老
中をと集めお談合致す上意彼を又
下されいかにも心得ぬ仕れども候へハ親ハ
別業なく立べしとお浜一決して左の趣を
書て伺ひける所に其後にて段々すべく
仰せて小姓を親へ帰らぬ一家中我恐

もし小姓ハ死罪親ハ御暇出へし是
定りたる大法なりと沙汰せしに思ひの外
なる御仕置父か有難く存る處仰も
そこへ方なしかく寛仁大度にまし
ましませハ世人是を沙汰するに小姓ハ
父か言葉に切腹させ父ハ御の別義をなく
いよ〳〵忠勤を励ミしとそ

一　又ある時豊後守殿登城有て老中列座
の上にて諸事の御相談も相済ける時に

扨ハ前々今より御詰所へ上り日々
うけ申度書付のみにて私宅にて御覧なされ
候ニは我等も一人として休息なく諸民まで
家来の士とても油断なく急度まかり
それ〳〵に書付を差上候まゝ見て御覧
又當時それ〳〵如何たくかくのごとくる申付使
者を差遣し候と家老共に申へしと
宣ひけるを承り和田殿御門の御
屋敷へ急き立帰り申しけれハ程なく上り候

きはく／＼の御使者の趣 情に申渡しくと
申すゆゑ書付にと問ひ出しには夫はそこと
失念仕りて来りたると申す されども
豊後守殿おしても此方に気色なく
又列座の楊く出合ひけの書付を拾宅へ死に
若しも近の遠くから尋出してふかく
咄し候て仕らん人と定めは扨く退出
仕合ひくみの侍が不調法とあらば事べき
振舞れは屋敷へ帰り家老中に右の

次第を申 訂出でて申しける去るに依て
右の振子と申上けるより豊後守殿呼出され
彼者が忘れしは不調法なれとも参り役儀の
道をも知りすれ登城に持参せざりし事
元来の不調法也 され 彼よりも我まゝ
何かも申しける事 御勤め
申すと定め候には何の別儀もなく出
仕るべし かく士を愛し深くいつくしみ
めぐみ給ひし人は誠の法を行はせける

艸雅堂香石
貸本